

請願・陳情參考資料

平成26年6月12日

地域振興部

請願（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
26年-6 (26.6.3)	地域振興	<p>「海外で戦争する国」にする集団的自衛権の行使容認に反対する意見書の提出について</p> <p>鳥取県憲法会議 代表 浜田章作</p>	<p>◎自衛権をめぐる従来からの政府見解 『国際法上、集団的自衛権を有しているが、憲法第9条で許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものと解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない』との見解である。</p> <p>◎国の動き ○「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が安倍首相に報告書を提出した。(平成26年5月15日) (概要は次のとおり) 【集団的自衛権について】 ・憲法第9条の規定は、我が国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇又は武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられていないと解すべき。 ・「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」とのこれまでの政府解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき。 【軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置】 ・我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力行使には当たらず、憲法上の制約はない。 【PKO 在外自国民の保護・救出 国際治安協力】 ・憲法第9条の禁じる武力の行使には当たらないと解釈すべき。このような活動における武器の使用(PKOにおける駆け付け警護や妨害排除を含む。)に憲法上の制約はないと解釈すべき。 【武力攻撃に至らない侵害への対応】 ・「武力攻撃(組織的計画的な武力の行使)」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法な行動は、憲法上容認されるべき。</p> <p>○現在、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認をめぐり、「安全保障法制整備に関する与党協議会」や国会の場で議論が進められている。</p>

請願（新規）

受理番号 (受理年月日)	所管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
26年-13 (26.6.11)	地域振興	<p>憲法9条を壊す集団的自衛権行使を容認する閣議決定や法律制定に反対する意見書の提出について</p> <p>憲法改悪反対鳥取県共同センター代表 鳥取県労連議長 田中 晓</p>	<p>◎自衛権をめぐる従来からの政府見解 『国際法上、集団的自衛権を有しているが、憲法第9条で許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限の範囲にとどまるべきものと解しておらず、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されない』との見解である。</p> <p>◎国の動き ○「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」が安倍首相に報告書を提出した。(平成26年5月15日) (概要は次のとおり) 【集団的自衛権について】 ・憲法第9条の規定は、我が国が当事国である国際紛争の解決のために武力による威嚇又は武力の行使を行うことを禁止したものと解すべきであり、自衛のための武力の行使は禁じられていないと解すべき。 ・「自衛のための措置は必要最小限度の範囲にとどまるべき」とこれまでの政府解釈に立ったとしても、「必要最小限度」の中に集団的自衛権の行使も含まれると解釈すべき。 【軍事的措置を伴う国連の集団安全保障措置】 ・我が国が当事国である国際紛争を解決する手段としての武力行使には当たらず、憲法上の制約はない。 【PKO 在外自国民の保護・救出 国際治安協力】 ・憲法第9条の禁じる武力の行使には当たらないと解釈すべき。このような活動における武器の使用(PKOにおける駆け付け警護や妨害排除を含む。)に憲法上の制約はないと解釈すべき。 【武力攻撃に至らない侵害への対応】 ・「武力攻撃(組織的計画的な武力の行使)」かどうか判別がつかない侵害であっても、そのような侵害を排除する自衛隊の必要最小限度の国際法上合法な行動は、憲法上容認されるべき。</p> <p>○現在、憲法解釈変更による集団的自衛権の行使容認をめぐり、「安全保障法制整備に関する与党協議会」や国会の場で議論が進められている。</p>